

そうじゃ 絆通信！

平成30年7月28日

No.16

災害対策本部

0866-92-8570

台風12号が接近しています

今夜から明日未明にかけて、総社市へ最も接近する予報です。
市からの避難所情報などに従い、十分に注意・警戒をしてください。

明日 **29日(日)に災証明、支援金・見舞金、住まいの相談窓口は閉鎖**します。

また、**下原出張所については28日(土)も閉鎖**いたします。
皆様の安全を最優先とさせていただきますので、ご理解願います。

I 市役所からのお知らせ

お問い合わせ連絡先

連絡先一覧

災害対策本部関係のお問い合わせ電話番号一覧です。

総社市 災害対策本部	TEL0866-92-8570
同本部 下原出張所	TEL080-2300-3770 / TEL080-5061-9516 (8:00~18:00)
同本部 昭和出張所	TEL080-2302-5156 / TEL080-5060-9805 (8:00~18:00)
支援金関係	見舞金チーム (9:00~17:00) TEL080-3585-0757 (本庁) TEL080-3585-0752 (下原) TEL080-3585-0753 (昭和)
住まい関係	そうじゃ住まいの応援窓口 (9:00~17:00) TEL080-2300-1350
外国人相談	外国人被災者相談コールセンター (9:00~17:00) TEL080-2300-3766 (ベトナム語)

Tel080-2300-3786 (英語、ポルトガル語、スペイン語)

Tel080-2302-5112 (中国語)

り災証明書・被災証明書について

「り災証明書」とは

災害により被災した**住宅**の被害の程度を総社市が証明するもの

対 象

- ・ 床上浸水した建物
- ・ 大きく破損した建物 (ガラスの破損なども含む)

使用用途

- ・ 被災者支援制度の適用
(被災者生活再建支援金、災害復興住宅融資など)
- ・ 損害保険の請求 など

「被災証明書」とは

床下浸水した建物や、住家に付随する**家財道具**や**車両**が被災したことを総社市が証明するもの

対 象

- ・ 床下浸水した建物
- ・ 家財道具や車両 など

使用用途

- ・ 勤務先への提出 (休業証明など)
- ・ 車の廃車手続き
- ・ 銀行からの融資
- ・ 損害保険の請求 など

受付場所・日程

設置時期	場所	時間	電話
常設(土日祝も開設)	総社市役所(1階ロビー)	9:00~17:00	☎0866-92-8570
〃	災害対策本部 下原出張所	8:00~18:00	☎080-2300-3770 ☎080-5061-9516
〃	災害対策本部 昭和出張所	8:00~18:00	☎080-2302-5156 ☎080-5060-9805
土日祝は除く	総社市役所 山手出張所	9:00~17:00	☎0866-92-1241
〃	総社市役所 清音出張所	〃	☎0866-94-0111
〃	総社市役所 西出張所	〃	☎0866-96-0420
〃	総社市役所 北出張所	〃	☎0866-95-8706

そうじゃ住まいの応援窓口

場所・時間 総社市役所（1階ロビー）9:00～17:00 ※り災証明書窓口の隣
災害対策本部 下原出張所（下原公会堂）9:00～17:00
災害対策本部 昭和出張所（昭和公民館）9:00～17:00

電話 TEL080-2300-1350

災害による連絡先の変更

連絡先変更

災害により、以下の連絡先が変更されています。

- ・雪舟くん・倉敷中央病院往復便 予約電話番号
→TEL090-3374-8041
- ・北部地域包括支援センター
→TEL0866-99-1595

Ⅱ 見舞金・支援金関係

総社市災害支援金

制度の概要

被災された世帯と事業者には 5万円 を 現金 で支給します。
詳細は下記をご覧ください。

総社市災害支援金の支給

平成30年7月豪雨により被災された世帯と事業者に 5万円を現金で支給します

	世帯	事業者 <small>New!</small>
支給対象	・災害により被害を受けた当時、市内に居住していた世帯の代表者	・市内の法人の代表者または個人事業主
対象物件	・居住していた住家	・屋号を掲示していた事業所または店舗等
支給要件	・全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水 ・爆風による一部損壊	
確認書類	・罹災(届出)証明申請書の写しと被災した状況がわかる写真(デジタルカメラ、スマートフォンなどでもよい) ※罹災証明書が発行されている場合は証明書のみでよい ・身分証明書(本人確認ができるもの)	・罹災(届出)証明申請書の写しと被災した状況がわかる写真(デジタルカメラ、スマートフォンなどでもよい) ※罹災証明書が発行されている場合は証明書のみでよい ・身分証明書(本人確認ができるもの) ・直近の法人市民税申告書または確定申告書の写し等の営業の確認できるもの ・代表者以外が申請する場合は委任状
受付	・下原地区の方→下原公会堂 7/21~7/23 9:00~17:00 ・昭和地区の方→昭和公民館 7/21~未定 9:00~17:00 ・その他の地区の方→総社市役所1階ロビー 7/21~ 9:00~17:00 ※必ず指定した場所で受付を行ってください	
注意事項	・支援金の支給には原則、罹災証明の申請が必要です。未申請の場合は罹災証明の申請と支援金の支給受付が同時にできません。	

なお、この支援金以外にも各種支援策があります。
詳細は支援金支給時にお配りする支援メニューに記載します。

問い合わせ 総社市災害対策本部 (見舞金チーム)
電話 080-3585-0752 (下原) , 080-3585-0753 (昭和) ,
080-3585-0757 (市役所)

総社市災害見舞金

制度の概要

り災証明書の程度に応じて、総社市からお見舞金が支給されます。
詳細は下記をご覧ください。

総社市災害見舞金の支給

総社市が皆様を全力で支援します！！

対象世帯	罹災証明書の罹災の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の世帯 ※世帯主以外の申請は原則受付できません。世帯主以外の場合は、事前にお問い合わせください。
支給額	「全壊」の世帯 100万円 「大規模半壊」の世帯 50万円 「半壊」の世帯 20万円
受付	7月25日(水)から受付開始 受付時間 9:00～17:00 総社市役所1階ロビー又は昭和公民館
必要書類	・罹災証明書 ・世帯主の預金通帳の写し ・世帯主の身分証明書(本人確認ができるもの)

被災者生活再建支援制度（国の制度）

対象世帯の分類

- 【全壊】住宅が「全壊」した世帯
- 【解体】住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- 【長期避難】災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- 【大規模半壊】住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

支援金額の算定

次の2つの支援金の合計額

- ・住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）…①
- ・住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）…②

①基礎支援金
（被害程度）

- 【全壊】 100万円
- 【解体】 100万円

②加算支援金
(再建方法)

支給額

【長期避難】 100万円

【大規模半壊】 50万円

【建設・購入】 200万円

【補修】 100万円

【貸借】 50万円

上記①と②の合計

※世帯人数が1人の場合は、各金額の3/4の額

災害を口実とした詐欺に注意

注意のポイント

震災や水害などの発生に際して、お金等を求める訪問や電話等があった場合には、落ち着いて相手をよく確認し、詐欺被害に遭わないように十分注意すると共に、警察へ通報・相談してください。

○公的機関・団体が、一般家庭に対して、個別に電話・ファックス・訪問等によって義援金等の振込みを求めることは通常ありえないので、相手方が告げた機関・団体に対し、電話帳等で調べた電話番号に電話する等して確認してください。

○実在する団体等を名乗って個別に寄付など働き掛けがあった場合には、当該団体がテレビ・ラジオ・新聞等で公表している口座番号・名義と同一であるか確認するなど、本当にその団体による募金なのか、また信用できる団体なのかを十分に確認してください。

○身に覚えのない権利を突然告げられても、取り合わないようしましょう。その扱いについて「違法な名義貸し」などと言われて解決金を要求されても、一切応じる必要はありません。

○落ち着いて、相手をよく確認し、すぐに振り込んだりせず、少しでも不審に思ったら、家族や知人に相談するか、警察に通報又は相談（総社警察署 94-0110又は警察相談専用電話 9110 等）をしてください。

過去の災害時に見られた事例

○市役所職員を装って家庭を訪問し、募金を求めたもの

○市役所職員を名乗って電話をかけ、「義援金を送る活動をしている。支払い方法は振り込みです。」等と言って振り込ませようとしたもの

○マンション管理会社を装って家庭を訪問し、「浸水に耐えられるようにブレーカーの工事がが必要です。」等と言って現金の支払いを求めたもの

○被災地にいる身内を装った電話で現金を求めたもの

○「水害の関係で医療費の還付がある。書類が届いていないか。最新のATMで操作できる。～～（店舗名）へ行き、着いたら電話をください。」などと言われたもの

Ⅲ 日常生活関連

道路・交通

鉄道(伯備線)

7月11日(水)～ 岡山・豪渓間 運行(減便運行)

8月1日 豪渓・上石見間 運転再開予定

※7月19日(木)から伯備線のバス代行運送を行っています。

時刻表をご確認の上、詳しくはJR 総社駅(Tel92-0242)へお問い合わせください。

■乗降場所のご案内

駅名	総社	豪渓	日羽	美袋	備中広瀬	備中高梁	木野山	備中川面	方谷	井倉	石蟹	新見
乗降場所	総社駅東口	豪渓駅	日羽停留所	美袋駅	広瀬停留所	備中高梁駅東口	木野山駅	備中川面駅	方谷橋入口	井倉駅前停留所	石蟹停留所	新見駅

バス (総社→備中高梁)							バス (備中高梁→総社・倉敷・岡山)								
種別	総社発	豪渓発	日羽発	美袋発	備中広瀬発	備中高梁着	種別	備中高梁発	備中広瀬発	美袋発	日羽発	豪渓着	総社着	倉敷着	岡山着
直行	7:15	→	→	→	→	8:00	各停	6:00	6:15	6:30	6:40	6:50	7:00	→	→
各停	7:15	7:25	7:35	7:45	8:00	8:15	直行	6:00	→	→	→	→	→	7:00	→
直行	8:03	→	→	→	→	8:48	直行	6:00	→	→	→	→	→	→	7:10
各停	8:03	8:13	8:23	8:33	8:48	9:03	各停	6:29	6:44	6:59	7:09	7:19	7:29	→	→
直行	9:57	→	→	→	→	10:42	各停	6:29	→	→	→	→	→	7:29	→
各停	9:57	10:07	10:17	10:27	10:42	10:57	直行	6:29	→	→	→	→	→	→	7:39
直行	11:18	→	→	→	→	12:03	各停	7:30	7:45	8:00	8:10	8:20	8:30	→	→
各停	11:18	11:28	11:38	11:48	12:03	12:18	直行	7:30	→	→	→	→	→	8:30	→
直行	13:19	→	→	→	→	14:04	直行	7:30	→	→	→	→	→	→	8:40
各停	13:19	13:29	13:39	13:49	14:04	14:19	各停	9:06	9:21	9:36	9:46	9:56	10:06	→	→
直行	15:19	→	→	→	→	16:04	直行	9:06	→	→	→	→	9:51	→	→
各停	15:19	15:29	15:39	15:49	16:04	16:19	各停	10:46	11:01	11:16	11:26	11:36	11:46	→	→
直行	16:58	→	→	→	→	17:43	直行	10:46	→	→	→	→	11:31	→	→
各停	16:58	17:08	17:18	17:28	17:43	17:58	各停	12:46	13:01	13:16	13:26	13:36	13:46	→	→
直行	18:26	→	→	→	→	19:11	直行	12:46	→	→	→	→	13:31	→	→
各停	18:26	18:36	18:46	18:56	19:11	19:26	各停	15:09	15:24	15:39	15:49	15:59	16:09	→	→
直行	19:26	→	→	→	→	20:11	直行	15:09	→	→	→	→	15:51	→	→
各停	19:26	19:36	19:46	19:56	20:11	20:26	各停	16:25	16:40	16:55	17:05	17:15	17:25	→	→
直行	21:50	→	→	→	→	22:25	直行	16:25	→	→	→	→	17:10	→	→
各停	22:00	22:10	22:20	22:30	22:45	23:00	各停	17:48	18:03	18:18	18:28	18:38	18:48	→	→
							直行	17:48	→	→	→	→	18:33	→	→
							各停	18:53	19:08	19:23	19:33	19:43	19:53	→	→
							直行	18:53	→	→	→	→	19:38	→	→
							各停	20:50	21:05	21:20	21:30	21:40	21:50	→	→
							直行	20:50	→	→	→	→	21:35	→	→

鉄道(井原線)

浸水の影響により「総社駅～三谷駅」間を運休しており、バスによる代替輸送を行っています。

バスには定員がありますので、ご利用いただけない場合があります。詳細は井原駅 (TEL0866-62-6669) または本社 (TEL0866-63-2677) までお問い合わせください。

※道路事情により大幅な遅れが生じることがあります。
また接続する列車に乗車できないことがあります。

災害ごみ

一時仮置場

- ・下倉橋南詰め広場
 - ・西部ふれあい広場 (搬入時間 10:00～16:00)
- ※7月31日で市内すべての仮置場が閉鎖されます。

分別の方法

- ・燃やせるもの
- ・燃やせないもの
- ・可燃性粗大
- ・不燃性粗大
- ・がれき

※燃やせるものと燃やせないものは、ビニール袋に入れてください。

※透明・半透明であれば、市の指定ごみ袋である必要はありません。

※吉備路クリーンセンターに直接搬入していただいても、無料で受け入れをします。

※災害によらない家庭ごみは、通常通り回収します。

これまでどおり、市の指定袋に入れて、集積所に出してください。

※し尿の汲み取りも、通常通り行います。

台風による受入停止

7月29日(日)は台風の影響を考慮し、一時仮置場とクリーンセンターでの受け入れを終日お休みいたします。

入浴施設の開放

サンロード吉備路(三須)

時間	11:00～21:00
電話	TEL90-0550
備考	無料バスあり (下記参照)

サントピア岡山総社(秦)

時間	10:00～22:00 (最終受付 21:00)
電話	Tel95-8811
備考	無料バスあり (下記参照)

OSK スポーツクラブ総社(門田)

時間	月・水・木・金・土 10:00～22:00 日・祝 10:00～18:00
----	--

泉リハビリセンター(泉)

時間	月～金曜日 (男 14:30～16:30/女 16:30～18:30)
電話	Tel94-5000
備考	・家族風呂もあり 13:00～16:30 (1時間まで) ・シャンプー等の備え付けあり

デイサービスセンターアルフィック総社(三須)

時間	日曜以外 (7月末まで) 15:30～19:00
電話	Tel90-1033
備考	・ <u>必ず事前に事業所への連絡</u> ・シャンプー等の備え付けあり

有料老人ホーム JUNO(美袋)

時間	24時間入浴可
電話	Tel99-0707

JUNO デイサービスセンター国分寺(宿)

時間	16:30～20:00
電話	Tel95-2802

デイサービス夢ゆり草(中央)

時間	平日 19:00～21:00 土・日 10:00～18:00
電話	Tel95-2328
備考	・事前の予約が必要 (予約時間 10:00～16:30) 1組1時間まで ・タオルは持参のこと

ゆるびの舎(早島町)

時間	火～土曜日 12:00～20:00 (最終受付 19:30) 日・祝 12:00～17:00 (最終受付 16:30)
備考	・受付で住所と氏名を記入 ・月曜が祝日の場合は翌火曜が休み ・毎月最終木曜は休み

吉備カントリークラブ(新本)

時間	17:00～19:00
電話	Tel.96-0111
備考	シャンプー等の備え付けあり

ヘアウォーク(中央)

時間	9:00～18:00 (月曜・第3日曜は休み)
電話	Tel.0120-808611
備考	・ <u>洗髪のみ</u> のサービスで、入浴はできません ・事前に電話予約が必要

☆お風呂無料送迎バス

昭和・西部 便

【路線】 昭和公民館→久代分館→西公民館→サントピア

行き便	昭和公民館	久代分館	西公民館	サントピア
1便	17:00	17:20	17:30	17:40
2便	18:30	18:50	19:00	19:10
帰り便	サントピア	西公民館	久代分館	昭和公民館
1便	19:30	19:40	19:50	20:10
2便	20:40	20:50	21:00	21:20

中央・山手・清音 便

【路線】 総社市役所(正面玄関)→サンワーク総社→清音公民館・清音福祉センター→山手公民館→サンロード吉備路

行き便	総社市役所 (正面玄関)	サンワーク総社	清音公民館 清音福祉センター	山手公民館	サンロード
1便	17:00	17:15	17:30	17:45	17:55
2便	18:30	18:45	19:00	19:15	19:25
帰り便	サンロード	山手公民館	清音公民館 清音福祉センター	サンワーク総社	総社市役所 (正面玄関)
1便	19:30	19:40	19:55	20:10	20:25
2便	20:40	20:50	21:05	21:20	21:35

保険証や現金がない場合の医療機関の受診

保険証等がない場合

被災された方で一定の要件に該当すれば、申告をすることで医療保険の窓口負担や介護保険料の利用料について支払いが不要となります。詳しくは p. 17 を参照ください。

支援物資の受け渡し

物資の受け渡し

物資が必要な方に支援物資をお配りしています。

受け渡し場所 総社市役所南側車庫

受け渡し時間 7:00～19:00

ボランティア派遣の要望

派遣依頼

総社市災害ボランティアセンターへご連絡ください。
※ボランティア人数等の状況によりご希望に沿えない場合があります。

電話番号 TEL080-2889-5342 / TEL080-2889-5542

床上浸水・床下浸水の被害を受けられた方へ

消石灰等の配布

消毒用の消石灰、消毒液（原液）を配布しています。
→掃除や泥の除去、乾燥の方法などについては、
p. 18～「水害にあったときに」を参照ください。

配布場所・時間 市役所本庁舎正面玄関（9:00～17:00）
昭和出張所（8:00～18:00）

電気料金に関する特別措置や漏電調査について

大雨の影響により、家屋損壊および床上浸水などの被害に遭われた方が申し出をした場合、「電気料金の支払期日の延長」や「不使用月の電気料金の免除」などの特別措置があります。

支払期日の延長	被災された方の平成 30 年 6 月分（支払期日が 7 月 5 日以降となるものに限る。）、7 月分および 8 月分の電気料金の支払期日（検針日から 31 日目の日）を各々 1 カ月間延長
電気料金の免除	被災以降、全く電気を使用しない場合、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 カ月間に限り電気料金を免除
問い合わせ	倉敷セールスセンター（倉敷市中庄 2293 番地の 2） Tel0120-412-717
漏電調査など	停電の申し出をした世帯を戸別訪問し、漏電調査や電気メーターの取り替えを行います。 停電が解消されない住宅については、電気メーターや屋内線の不良が考えられますのでお問い合わせください。
問い合わせ	中国電力(株)岡山カスタマーセンター Tel0120-412-788

運転免許証等の有効期間の延長について

平成 30 年 7 月豪雨による災害が「特定非常災害」に指定されたことにより、運転免許のような許認可等の存続期間（有効期間）の延長などの特別措置が講じられます。
詳しくは p. 22～「被災者のみなさまへ」をご参照ください。

NHK 受信料の免除について

	災害により被害を受けた方は、届け出により受信料が免除されます。
免除の範囲	災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度を受けた建物の放送受信契約
免除の期間	平成 30 年 7 月から平成 30 年 8 月まで（2 ヶ月間）
問い合わせ	NHKふれあいセンター（9:00～20:00、土日祝も受付） Tel0570-077-077 または Tel050-3786-5003

IV 一時預かりなど

被災者のお子さまのお預かり

市内の認可保育所(園)	市外の被災者の方も総社市内実施園をご利用になれます。 ※登録が必要 登録いただいた翌日以降から利用可能 ※問い合わせ：こども夢づくり課 (TEL92-8265)
一時預かり実施園	中央保育所 (真壁 737-3) ひかり保育園 (上林 763-2) 第二ひかり保育園 (真壁 162-1) すみれ保育園 (井手 979-1) 太陽保育園 (南溝手 277-1) ・料金：1日2,200円 ・利用可能日数：ひと月13日まで(原則) ・時間：8:30～17:00(園によって若干異なります) ・ご利用には罹災証明が必要です
休日保育実施園	みどり保育園 (総社 1295-14 TEL93-6057) ・詳細は園にお問い合わせください。
山田幼稚園	臨時一時預かり保育を実施します。
対象者	①真備在住で、被災により預かり保育を希望する幼児(3～5歳児) ②新本・山田在住で、親戚等が被災したため、保護者が家庭保育を行うことが困難で、預かり保育を希望する幼稚園児 ※上記以外の地区で、被災による預かり保育のご希望がある場合はご相談ください
定員	20名
実施時間	平成30年8月1日(水)～8月29日(水) (土・日、8月13日～8月15日は除く)
時間・料金など	保育時間 午前9時～午後4時30分まで 利用料金 1日1,000円
申込み	8月1日～8月10日までの利用→7月25日(水)から申込み

8月16日～8月29日までの利用→8月8日（水）から申込み
利用日の3日前までに申し込んでください

申込み先：こども夢づくり課（TEL92-8265）

岡山県立大学

- ・期間：7月18日（水）から1ヶ月程度
- ・利用料：無料
- ・場所：岡山県立大学 5128 遊戯室 チュッピー広場
- ・時間：9:30～16:00
- ・対象：0歳から小学校低学年
(0から2歳児は世話のできる大人の同伴が必要)
- ・申込み：岡山県子ども未来課に電話にて申込み
TEL086-226-7348
平日 9:00～18:00 土日祝 12:00～17:00（7月末まで）

ペットの一時預かり

ペットの預かり

被災された方がご自宅の再建に安心して取り組めるよう、大事なペッ
トをしばらくの間お預かりします（無期限ではありません）。
必ず飼い主様ご本人がお申し込みください。

預かり場所 総社市金井戸



注意事項

- ・人手、資金等に限りがありますのでお断りする場合があります。
また、飼い主のわからないペットはお受けできません。
- ・問い合わせ：アニマルウィズオールウェイズ
- ・詳しくは左のQRコードから

V その他の相談窓口

各種相談窓口

外国人被災者相談 コールセンター

多文化共生を推進する総社市において、被災した外国人住民に寄り添った支援を行うため、被災証明の各種手続きや災害に関する各種相談支援として、「外国人被災者相談コールセンター」を設置しました。

開設日時 平成30年7月24日（火）から 月～金曜日 9:00～17:00
対応言語 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ベトナム語

がいこくじんひさいしゃそうだんこーるせんたー
外国人被災者相談コールセンター
げつようび きんようび
月曜日～金曜日 9:00～17:00

Đường dây nóng cho các nạn nhân thiên tai.

Central de Atendimento para Víctimas de Desastres

Consultation Support for Disaster Victims

Centro de Consultas para Víctimas de Desastres

受灾者咨询电话 / 受灾者諮詢電話

【Tiếng Việt】 080-2300-3766

【Português, Español, English】 080-2300-3786

【中文】 080-2302-5112

公共職業安定所（ハロ ーワーク）相談窓口

岡山労働局は、平成30年7月豪雨に伴い「豪雨被災特別相談窓口」を管下の全労働基準監督署・公共職業安定所岡山労働局内に開設しています。

★災害による事業縮小等に伴う休業や解雇、採用内定取消しに関する相談

★事業所からの雇用調整や学卒求人取消しに関する相談

問い合わせ 倉敷中央公共職業安定所総社出張所（総社市中央 3-15-111）

被災者を受け入れることが可能な地方職員共済組合施設

TEL92-6001 平日 8:30～17:15

今回の災害による被災者の皆様への地方職員共済組合の支援として、下表のとおり被災された方に宿泊施設の提供を行っています。被災者については宿泊料無料、食事代は実費をご負担いただきます。ご利用のお申込みは各施設へ直接お問い合わせください。

＜岡山県で被災された方を受け入れることが可能な施設＞

施設名	所在地	連絡先
瑞宝園	兵庫県神戸市北区有馬町 1751	TEL078-903-3800
鯉城会館	広島県広島市中区大手町 1-5-3	TEL082-245-2322
ルポール讃岐	香川県高松市中野町 23-23	TEL087-831-3330

消費生活相談

被災地域を対象に、消費生活相談窓口ができました。

- ・平成 30 年 7 月豪雨消費者トラブル 110 番：TEL0120-7934-48
- ・消費者ホットライン：TEL188（局番なし、通話有料）

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

(平成30年10月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[岡山県]

岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市
浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町 苫田郡鏡野町 英田郡西粟倉村 加賀郡吉備中央町
小田郡矢掛町 岡山県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

水害にあったときに

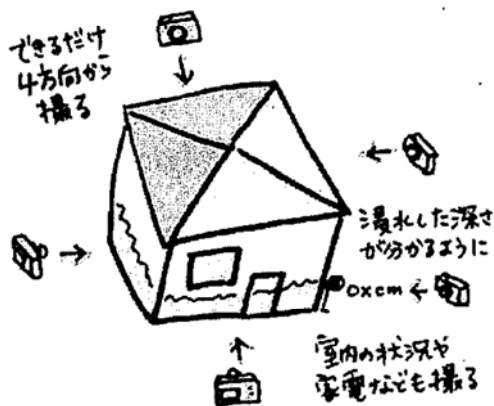
浸水被害からの生活再建の手引き

このチラシは水害にあった際にすることの一般的な手順をまとめたものです。
落ち着いて、できるところから始めましょう。

1 被害状況を写真に撮る

- 被害の様子がわかる写真を撮る
- 家の外をなるべく4方向から、浸水した深さがわかるように撮る
- 室内の被害状況もわかるように撮る

市町村から罹災証明書^{りさい}を取得するときに役立ちます。また、保険金の請求にも必要です。



2 施工会社・大家・保険会社に連絡

- 家の施工会社や大家に、家が浸水したこと、浸水のおおよその深さを伝える
- 火災保険や共済に加入しているときは、担当者にも連絡する

※どの火災保険に入っているかわからないときは下記へ問い合わせましょう

自然災害損保契約照会センター
(一般社団法人 日本損害保険協会内)
電話：0120-501331 (無料)
土日祝・年末年始をのぞく 9:15~17:00

3 罹災証明書の発行を受ける

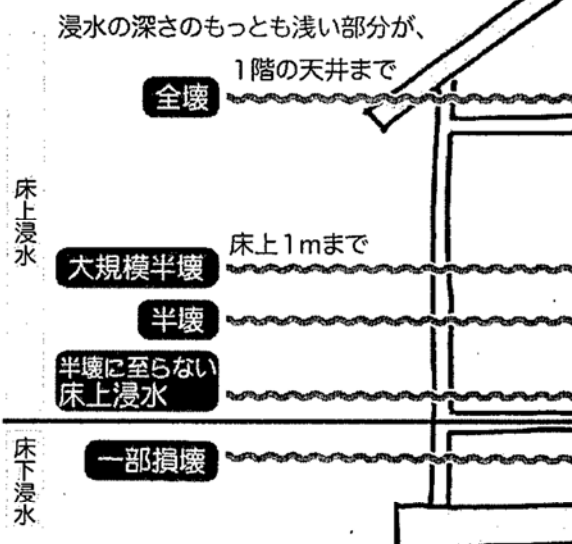
- 市役所・町村役場に浸水したことを申し出る
- 被害認定の調査を受ける

役所に自宅が浸水したことを申し出ると、市町村職員などによる被害調査が行われ、住家の被害程度を証明する罹災証明書が発行されます。罹災証明書は後で公的な支援を受ける際に必要になります。

なお、大規模災害になると申し出がなくとも全戸調査が行われ、発行までには数週間から1か月以上かかることもあります。

被害を判定する1回目の調査の多くは、外から見て行われ、2回目以降は家屋の傾き具合や建物の損傷などから判断されます。判定に疑問がある場合には、再調査を申し込むことができます。

【被害認定の目安(木造の戸建住宅)】



※実際の被害認定は、外観の他に家の傾き、浸水の深さ、柱や床といった家屋の部位ごとの倒壊割合など、一定の基準のもとに行われます。

4 ぬれてしまった家具や家電をかたづける

●かたづけはゆっくり

上下水道、電気やガスが復旧していないと、思うようにかたづけができません。疲れもたまっているので、慌てずに行いましょう。

●作業のあとには手指を消毒

水害後は砂やほこりが舞っています。マスク、ゴム手袋を身につけ、こまめにうがい、消毒を。

●ゴミ捨てのルールはふだんと異なる

ゴミ捨てのルールは市町村のチラシや災害FMなどで伝えられます。使える袋の種類や捨てる場所など、正しい情報を得ましょう。

●ボランティアにお願いする

多くの方が手伝ってくれます。ボランティアセンター、市町村、社会福祉協議会に相談しましょう。

✕ 再利用が難しいもの

畳・じゅうたん・布団



水も吸うと使えない

木製の棚(合板)



車をいたぶるに
使えても、
あとからカビ
が生える

△ 使えるかもしれないもの

ふすま・障子



乾かすと
糊や枠は
使えない
ことも

エアコン室外機



しっかり乾かせば
使える場合も

トイレ・風呂釜



電気系統以外は
洗えば使える

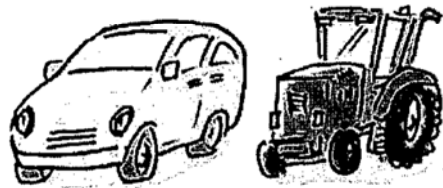
食器類



キッチンハイター(塩素系
漂白剤)で消毒すれば
使える

? こんなものはどうする?

自動車・農機具



- ・絶対にエンジンをかけず、修理工場に連絡をする
- ・しばらく乗らないときは車検証とナンバーをはずしておく(盗難防止のため)
- ・「無料で処分する」という悪徳業者に注意

アルバム・写真類



- ・しっかり洗浄、乾燥すれば復元できる場合がある
- ・水が使えるようになるまでは土などの汚れを落とし、アルバムを広げて日陰で乾かす

携帯電話・スマートフォン

- ・電源を入れずに電池、SIMカード、SDカードを外し、保管する
- ・泥水に浸かった場合は防水型でも一度電源を切って乾燥させる
- ・最寄りの携帯ショップに相談する



現金・通帳など

- ・汚れた現金は、一定の条件のもと、新しいお金に換えてもらうことができる
- ・災害のあとは、通帳や印鑑がなくても便宜的に支払いに応じてくれることがあるので、取引銀行や金融機関に相談する

5 床下の掃除・泥の除去・乾燥

ぬれた家をそのまま放っておくと、後からカビや悪臭が発生し、生活に支障がでる場合があります。まずは床下の状態を確認してください。自分でできない場合は、施工業者やボランティアに作業をお願いします。



●床下に水・泥が入り込んでいるか確認する

<p>畳の場合</p> <p>畳の下の床板をバールなどで1枚はかす。確認したあとは、元に戻すことができる。</p>	<p>フローリングやじゅうたんの場合</p> <p>床下収納内 床下収納内や通風口の開口から確認 点検口がなければ穴をあけることも できれば対角線上に2つ穴をあけられると、乾燥は早い</p>
---	---

●泥の除去と床下の消毒をする

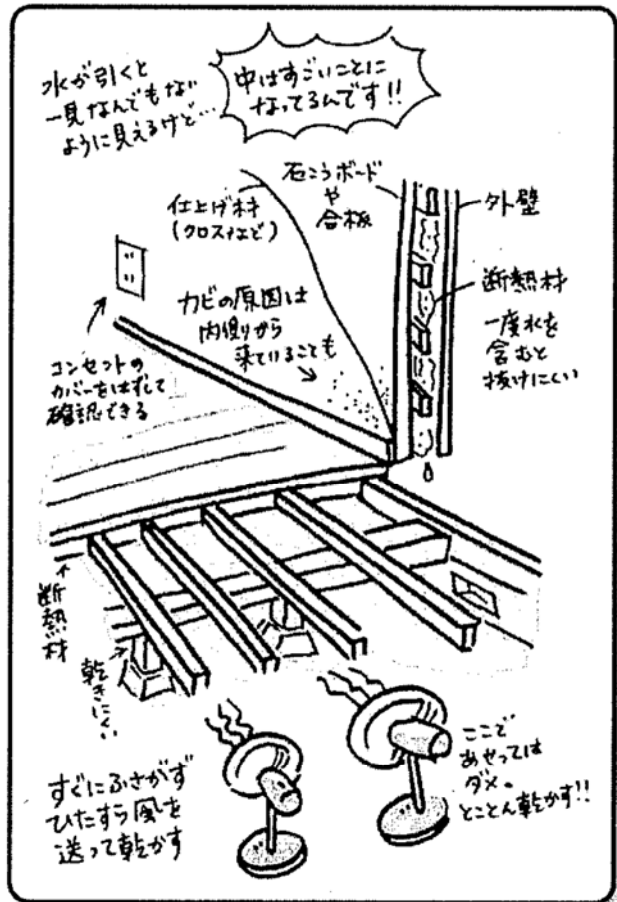
- 床下の泥をかき出して洗い、消毒する
- 消毒剤は注意書きをよく読んで使う

よく使われる消毒剤

- 消石灰（しょうせっかい）
湿った床下の土にまく。素手でさわらない。
- 逆性石けん（ベンザルコニウム塩化物）
「オスパンS」が代表的な商品名。水でうすめて家財や床材、手指の消毒に使う。原液を素手でさわらない。

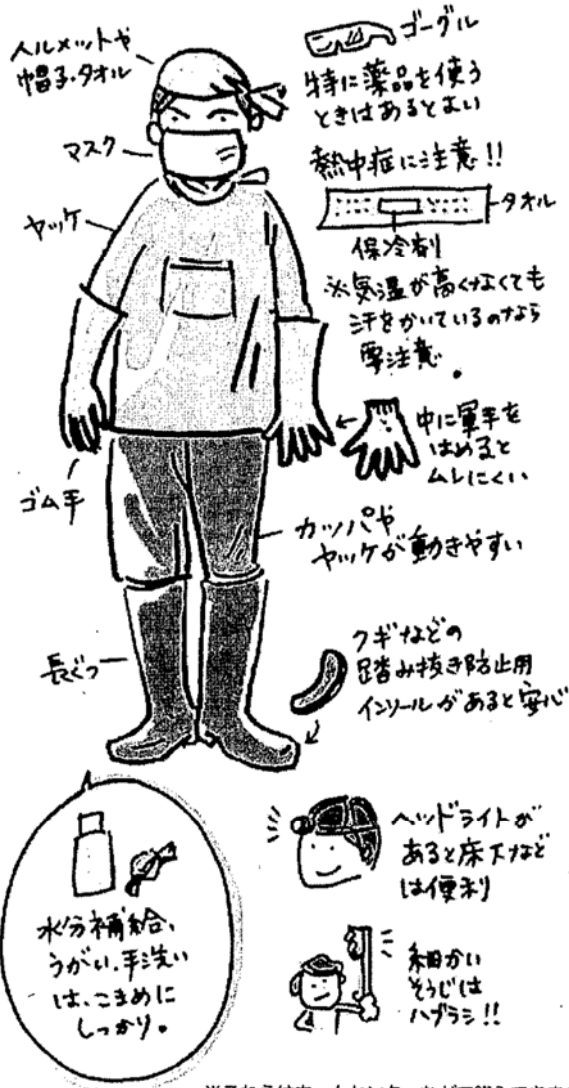
●カビを防ぎ、とにかく乾燥

- 床、壁、天井などに消毒用エタノール（80%溶液）をスプレーし、ぞうきんでふき取る
- 家具などに使う際は、色落ちしないか目立たないところで確認する
- 換気をよくし、火気を使わない
- 壁も水を吸っているのので、中を確認する
- しっかり乾燥させるには最低1ヶ月ほどかかる



6 掃除をするときの服装

基本は肌の露出を避けること。



※これらはホームセンターなどで購入できます

7 復旧のまえに確認をすること

●電気(ブレーカー)

- ・水害の後にブレーカーが落ちていたら、どこかで漏電しているかもしれないため、電力会社に相談する
- ・避難などで家を離れるときはブレーカーを切っておく



●水



- ・水道復旧直後は水が汚れている場合があるので、しばらく流す
- ・井戸水は水質検査が終わるまで飲まない
- ・浄化槽の場合は、トイレや風呂を使う前に点検をする

●ガス



元の位置から動いてしまったプロパンガスのボンベは、復旧をする前にガス業者に点検を依頼する

この手引き「水害にあったときに」には、必要な手続きや作業をよりくわしく説明した「冊子版」もあります。下記のホームページ、または連絡先までお問い合わせください。



作成：震災がつなぐ全国ネットワーク
〒461-0001 愛知県名古屋市中区泉1-13-34 名建協2階
(認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード内)
TEL: 052-253-7550 FAX: 052-253-7552
ホームページ <http://blog.canpan.info/shintsuna/>

私たち「震災がつなぐ全国ネットワーク」は、阪神・淡路大震災(1995年)以降、数々の被災地で支援活動を行ってきた、約30のNPOやボランティア団体からなるネットワーク組織です。過去の水害被災地への支援経験をもとに、この手引きを作成しました。

監修：鎌屋一(跡見学園女子大学教授・一般社団法人福祉防災コミュニティ協会代表理事)
参考：内閣府(防災担当)災害に係る住家の被害認定基準運用指針(H25年6月)

※本手引きは日本財団活動助成によって作成されました。

Supported by THE NIPPON FOUNDATION

第1版発行：2017年3月

被災者のみなさまへ

平成30年7月14日
内閣府・総務省・法務省

ご存知ですか？

- ★運転免許のような許認可等の存続期間（有効期間）が延長されます
- ★事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（処分や刑罰を受けません）
- ★法人に係る破産手続開始の決定が留保されます
- ★相続放棄等の熟慮期間が延長されます
- ★民事調停の申立手数料が免除されます

※ 平成30年7月豪雨による災害が**特定非常災害**に指定されることにより、特定非常災害特別措置法に基づき、これらの措置が講じられます。

① 運転免許のような許認可等について、存続期間（有効期間）が最長で平成30年11月30日（金）まで延長されます。

- ◎平成30年6月28日以後に満了する許認可等が対象です。
- ◎対象となる具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日は、今後、各府省の告示で定められます。
告示で定められた許認可等の内容や相談窓口については、
総務省特設ページ (http://www.soumu.go.jp/h30_July_heavy-rain/index.html)
などで、随時更新し、お知らせしていきます。
- ◎なお、告示のない許認可等や告示に指定された地域以外の方などについても、申出により、満了日の延長が認められる場合があります。



総務省
特設ページ

② 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（平成30年9月28日（金）までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。）

法令に基づく届出等の義務が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものであることが認められた場合には、平成30年9月28日（金）までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。

※ 詳細については、法令に基づく届出等の担当窓口にご相談ください。

③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保

破産手続開始の申立ては、債務者自らがする場合のほか、債権者もすることができます。

しかし、平成30年7月豪雨の影響を受けて債務超過に陥った法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てをされたとしても、

(1)法人が清算中である場合 または (2)法人が支払不能である場合

を除き、平成32年6月26日(金)までの間、裁判所による破産手続開始の決定はされません。

④ 相続放棄等の熟慮期間の延長

平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村に住所を有していた相続人の方々を対象に、「相続の承認又は放棄」の熟慮期間(平成30年6月28日以後に満了するもの)が平成31年2月28日(木)まで延長されます。

⑤ 民事調停の申立手数料の免除

平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が、平成30年6月28日(木)から平成33年5月31日(月)までに、平成30年7月豪雨に起因する民事に関する紛争について裁判所に民事調停の申立てをする場合には、手数料の納付が免除されます。

◎詳細については、最寄りの裁判所にお尋ねください。

〔関連リンク〕

◎裁判所ウェブサイト

民事調停手続

http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minnzi/minzi_04_02_10/index.html

各地の裁判所一覧

<http://www.courts.go.jp/map.html>

参考情報：日本司法支援センター（法テラス）の支援について

法テラスでは、法的問題について、解決に役立つ法制度や各種手続、相談窓口等の情報を提供しています。

被災者の方を対象とした無料法律相談も行っていますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

法テラス・サポートダイヤル 0570-078374
IP電話からは 03-6745-5600
受付時間：平日 9:00～21:00
土曜日 9:00～17:00 (日・祝日休)